制定　平成２６年２月２６日　原管廃発第 1402263 号　原子力規制庁長官決定

工場又は事業所の外において運搬される核燃料輸送物の確認に関する運用要領を次のように定める。

平成２６年２月２６日

原子力規制庁

工場又は事業所の外において運搬される核燃料輸送物の確認に関する運用要領の制定について

原子力規制庁は、工場又は事業所の外において運搬される核燃料輸送物の確認に関する運用要領を別添のとおり定める。

附　則

この規程は、平成２６年３月１日より施行する。

（別添）

工場又は事業所の外において運搬される
核燃料輸送物の確認に関する運用要領

１．目的

この要領は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法第１６６号。以下「法」という。）第５９条第２項の確認に関する運用について、必要な事項を定めるものである。

２．確認の申請

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和５３年総理府令第５７号。以下「規則」という。）第１９条第１項第６号に掲げる書類（核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書）には点検の記録を含むものとする。なお、当該記録は、確認申請書の提出の日より後に提出することができるものとし、この場合において、確認申請書提出時に提出される規則第１９条第１項第６号に掲げる書類に、点検の記録については、点検実施後速やかに提出する旨を記載するものとする。

３．確認の実施

法第５９条第２項の確認は、原則として、全ての輸送物について書面確認（書面による審査によるもの）を行うものとし、BM 型輸送物及び BU 型輸送物であって国内を出発地とする輸送物並びにその他特に必要と認める輸送物については、書面確認に加えて現地確認（現地で行う確認によるもの）を必要に応じて行うものとする。また、現地確認については、少なくとも２名の原子力規制庁職員が行うものとする。

４．運搬確認証の交付

（１）規則第２０条の運搬確認証には、次に掲げる事項を記載する。このうち、運搬確認証の有効期間は、原則として運搬予定時期に、陸上輸送にあっては１０日、国内の海上輸送を含む輸送にあっては２０日、国外の海上輸送を含む輸送にあっては３０日を加えるものとする。

１　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
２　運搬しようとする核燃料物質等の種類、性状及び量
３　核燃料輸送物の種類
４　核燃料輸送物の総重量
５　収納する核燃料物質等
６　使用する輸送容器
７　核分裂性輸送物にあっては輸送制限個数

８　積載方法又は混載の別　（注）
９　運搬確認証の有効期間
（注）簡易運搬にあっては、使用する運搬機器の種類及び運搬機器への積付け方法
（２）現地確認を行う場合は、当該確認の実施前に必要な事務手続きを行うことにより、現地において運搬確認証を交付することができる。